

参考資料 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法の基本的な考え方（解説）について

この資料は、パブリックコメントを募集する第2次答申案の考え方をご理解いただくための参考資料として、環境省において作成したものであり、パブリックコメントの対象ではありません。

対象	基本的な考え方（解説）
<p>共通事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の施設本体、施設の設置場所の床面及び周囲、施設本体に付帯する配管等、施設本体に付帯する排水溝等について、構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）及び定期点検の方法を定めたものである。 ○ 構造等に関する基準と定期点検の方法をそれぞれ別個に規定するのではなく、構造等に関する基準とそれに応じた定期点検の組み合わせにより規定することを基本とする。 ○ 例えば、有害物質使用特定施設等が必要な材質や構造を有していて漏えいを防止できることが確保されていれば、適切な頻度（例えば年に1回）で目視による定期点検を行う。しかし、材質及び構造による漏えい防止が十分に確保できない既設の施設であれば、目視による定期点検の頻度を多くすることで漏えいを防止する。また、目視による定期点検ができないような既設の施設であれば、早期に漏えいを発見するため、漏えいを検知するシステムを導入して、適切な頻度で定期点検することにより、地下浸透を防止する。さらに、漏えいを検知するシステムが導入できない場合は、その他の同等の措置を講じることにより、地下水汚染の未然防止を図る。 <p style="margin-left: 40px;">このように、構造等に関する基準とそれに応じた定期点検の組み合わせにより地下水汚染の未然防止を図るとともに、特に既存の施設に対しては事業者の選択を可能とすることにも配慮したシステムとしている。</p>
<p>施設の設置場所の床面及び周囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設本体や付帯する設備から漏えいした有害物質を床面で受け止め、周囲に流出させないことで、地下浸透を防止するものとする。 <p style="margin-left: 40px;">このため、地下浸透、施設の周囲から外への流出を防止する上で必要な材質・構造とし、定期点検で目視等による破損等の異常の確認を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既設の施設については、材質・構造が上記の基準に適合している場合には、定期点検のみで対応することができる。一方で、施設本体が床面等に接して設置され、施設本体の下部等からの地下浸透の対策が十分でない場合（土に直接設置された場合等）には、上記の要求事項は満たせないため、別途これに対応した基準及び定期点検の方法を設定することとする。

施設本体(地下貯蔵施設本体を除く)	<p>○ 生産施設等の施設本体からの有害物質の漏えいは一般には起こりにくいと考えられることから、構造等に関する基準は設けず、目視等による定期点検を行うこととする。</p>
施設本体に付帯する配管等 (地上設置)	<p>○ 配管等からの有害物質の漏えいを防ぐか、漏えいしたことを容易に確認できるようにすることで、床面等への漏えいを防止するものとする。</p> <p>このため、配管等からの漏えいを防止する上で必要な材質・構造とするか、目視で容易に漏えいが確認できるように配管等を設置することとし、いずれも、定期点検で目視等による破損等の異常及び漏えいの有無の確認を行うこととする。</p> <p>○ 既設の施設については、材質・構造が上記の基準に適合している場合には、定期点検のみで対応することができる。一方で、目視で確認しにくい箇所がある場合には、上記の要求事項は満たせないため、別途これに対応した基準及び定期点検の方法を設定することとする。</p>
施設本体に付帯する配管等 (地下設置)	<p>(トレンチ構造)</p> <p>○ 地下であっても細長い溝(トレンチ)の中に配管等が設置される場合(※)には、漏えいしたことを確認できるようにすることで、トレンチへの漏えいを防止するものとする。また、トレンチは、床面と同様に、配管等から漏えいした有害物質を受け止めることで、地下浸透を防止するものとする。</p> <p>このため、トレンチ内に配管等を適切に配置するとともに、トレンチからの地下浸透を防止する上で必要な材質・構造とし、定期点検で目視等による破損等の異常及び漏えいの有無の確認を行うこととする。</p> <p>○ 既設の施設については、材質・構造が上記の基準に適合している場合には、定期点検のみで対応することができる。一方で、配管等が既にトレンチ中に設置してあるが、トレンチの地下浸透の対策が十分でない場合(土を掘ったのみのももの等)には、上記の要求事項は満たせないため、別途これに対応した基準及び定期点検の方法を設定することとする。</p> <p>※配管等からの漏えいが目視で容易に確認できる場合は地上設置の場合の基準等が適用される。</p>
	<p>(地下埋設)</p> <p>○ 地下に配管等が埋設して設置される場合には、配管等からの漏えいを防ぎ、地下浸透を防止するものとする。</p> <p>このため、配管等からの漏えいを防止する上で必要な材質・構造とし、目視等による点検が困難であるため、目視等によらない方法で配管等からの漏えいの点検を行うこととする。なお、配管等の近傍で漏えい等を検知する設備等を設けて、定められた頻度で漏えい等の有無を確認すれば、定期点検の頻度を緩和できることとする。</p> <p>○ 既設の施設については、材質・構造が上記の基準に適合している場合には、定</p>

	<p>期点検のみで対応することができる。一方で、上記の基準に適合しない場合には、別途設定する基準に適合し、それに対応する定期点検を行うこととする。具体的には、地下への浸透を防止できるよう、漏えい等を検知する設備等を設置し、漏えい等の有無の確認を行うか、設置できない場合は、その他の同等の措置を講じることとする。</p>
施設本体に付帯する排水溝等	<p>○ 排水溝等からの地下浸透を防止するものとする。</p> <p>このため、排水溝等からの地下浸透を防止する上で必要な材質・構造とし、定期点検で目視等による破損等の異常及び漏えいの有無の確認を行うこととする。なお、排水溝等の近傍で地下浸透を検知する設備等を設けて、定められた頻度で地下浸透の有無の確認を行えば、定期点検の頻度を緩和できることとする。</p> <p>○ 既設の施設については、材質・構造が上記の基準に適合している場合には、定期点検のみで対応することができる。一方で、上記の基準に適合しない場合には、別途設定する基準に適合し、それに対応する定期点検を行うこととする。具体的には、地下への浸透を防止できるよう、地下浸透を検知する設備等を設置し、地下浸透の有無の確認を行うか、設置できない場合は、その他の同等の措置を講じることとする。</p>
地下貯蔵施設	<p>○ 地下貯蔵施設からの漏えいを防ぎ、地下浸透を防止するものとする。</p> <p>このため、地下貯蔵施設からの漏えい及び地下浸透を防止できる材質・構造とし、目視等による点検が困難であるため、目視等によらない方法で地下貯蔵施設からの漏えいの点検を行うこととする。なお、地下貯蔵施設の近傍で漏えい等を検知する設備等を設けて、定められた頻度で漏えい等の有無の確認を行えば、定期点検の頻度を緩和できることとする。</p> <p>○ 既設の施設については、材質・構造が上記の基準に適合している場合には、定期点検のみで対応することができる。一方で、上記の基準に適合しない場合には、別途設定する基準に適合し、それに対応する定期点検を行うこととする。具体的には、地下への浸透を防止できるよう、漏えい等を検知する設備等を設置し、漏えい等の有無の確認を行うか、内面ライニング及び必要な点検を行うか、その他の同等の措置を講じることとする。</p>
施設に係る使用の方法	<p>○ 作業及び運転時に、有害物質を地下に浸透させたり、周囲に飛散させたり、流出させたりしない方法をとることで、床面等への漏えいを防止するものとする。</p> <p>○ 管理要領を定め、管理要領に基づいた点検を行うこととする。</p>

(留意事項)

3年間の適用猶予期間	<p>○ 構造等に関する基準の適用猶予期間では、構造等に関する基準に適合していない場合を想定し、定期点検の内容を充実させて、地下浸透の未然防止に対処することとする。</p>
------------	--

同等以上の措置	○ 構造等に関する基準及び定期点検の方法として、規定内容のみでは対応できない施設が存在することが想定される場合や、規定した内容の他に様々な措置が考えられる場合には、同等以上の措置を規定する。
---------	---

(参考) A基準、B基準及びC基準の関係

	改正水濁法施行後3年間	施行後3年以降
新設の施設	A基準のみが適用される	
既設の施設	C基準 ※構造基準等が適合していれば、 A基準及びB基準が適用可能	B基準 ※構造基準等が適合していれば、 A基準が適用可能

※A基準、B基準、C基準の説明は、第二次答申案を参照のこと。